

路上禁煙推進モデル事業について

さいたま市 環境局
資源循環政策課 環境推進係

路上禁煙推進モデル事業とは

- ・モデル事業は、市民活動団体（協議会、自治会など）と市が協働して環境美化の促進を図るとともに、喫煙マナー及び環境美化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。
- ・市民活動団体等が路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止を目的とした自主的な活動を実施する区域を「路上禁煙推進モデル地区」（以下「モデル地区」という。）と定めている。

路上喫煙禁止区域と路上禁煙推進モデル地区 との違い

○ 路上喫煙禁止区域

- ・「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、人で混雑する駅周辺等のうち危険な区域を指定
- ・区域内における路上喫煙、ポイ捨ての行為に対し、環境美化指導員による指導や勧告、命令
- ・罰則適用あり

○ 路上禁煙推進モデル地区

- ・喫煙マナーと環境美化の意識の高揚のため、市と市民活動団体が協働して取り組んでいく区域。
- ・路上喫煙、ポイ捨ての行為に対する啓発活動（条例による指導等はできない）
- ・罰則適用なし

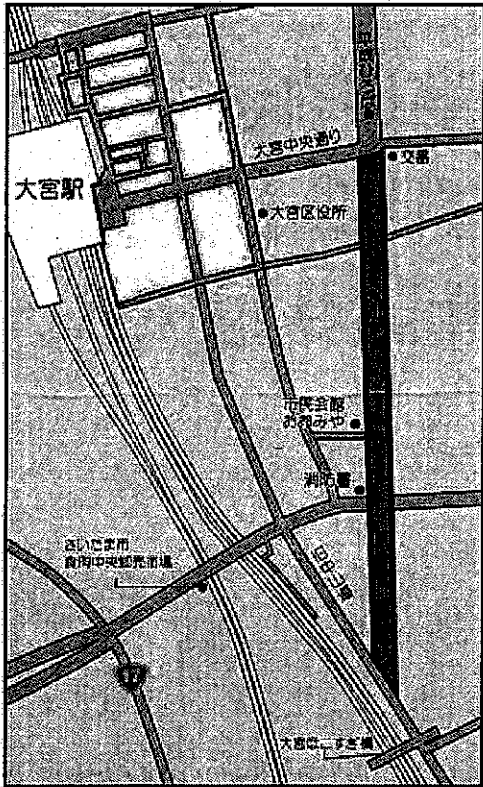
市民活動団体へのお願い

- (1) モデル地区の清掃活動を行う。
- (2) 収集したごみについて適正な処理をする。
- (3) モデル地区内のポイ捨て及び路上喫煙防止等の啓発活動を行う。
- (4) 代表者は、活動計画書を市に提出する。
- (5) 代表者は、前年度の活動実績報告書を市に提出する。

市の役割

- (1) 啓発用看板及びごみ袋の支給
- (2) 清掃用具及び制服等の貸与
- (3) 全国市長会の市民総合賠償補償保険への加入
- (4) 公示及び路上禁煙推進モデル地区表示看板の設置
- (5) 市のホームページ等を活用した広報

モデル地区の事例（その1） （氷川参道の一部）



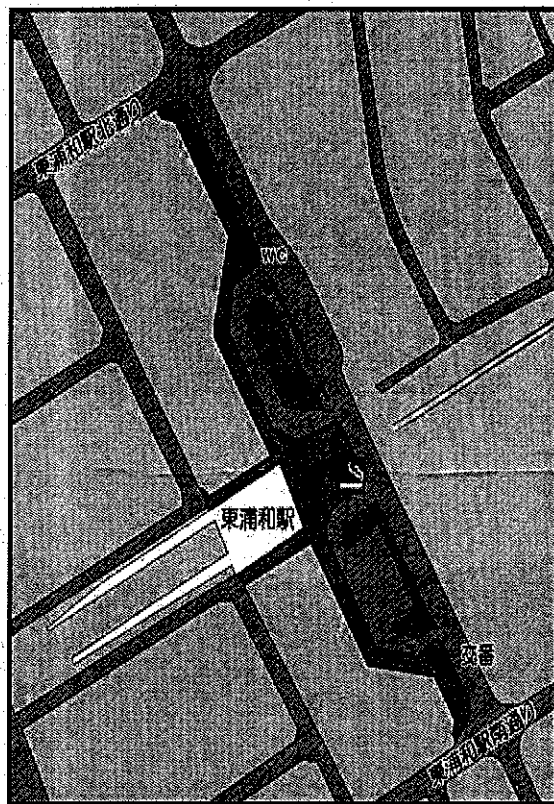
部分が路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域です。

路上禁煙推進モデル地区

- ・氷川の杜まちづくり協議会
との協定書の締結
(平成25年4月17日)
- ・活動の開始日
(平成25年7月1日)

モデル地区の事例（その2）

（東浦和駅周辺）

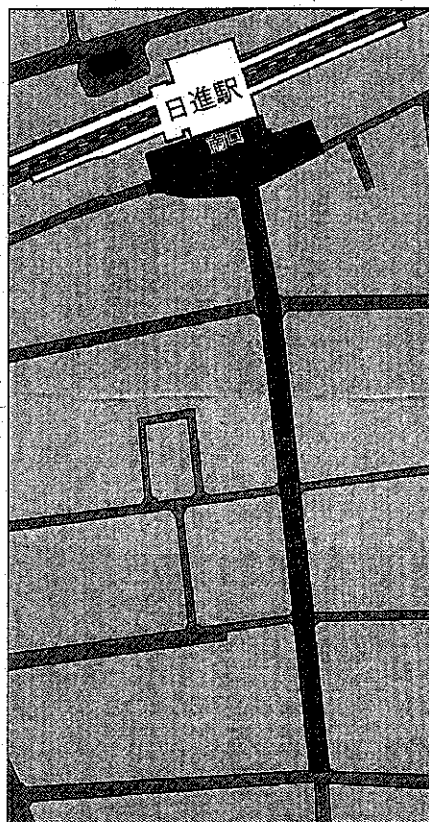


指定喫煙場所 ■ 路上禁煙推進モデル地区

- ・ 東浦和1丁目自治会
との協定書の締結
(平成27年12月3日)
- ・ 活動の開始日
(平成28年2月21日)

モデル地区の事例（その3）

（日進駅南口周辺）

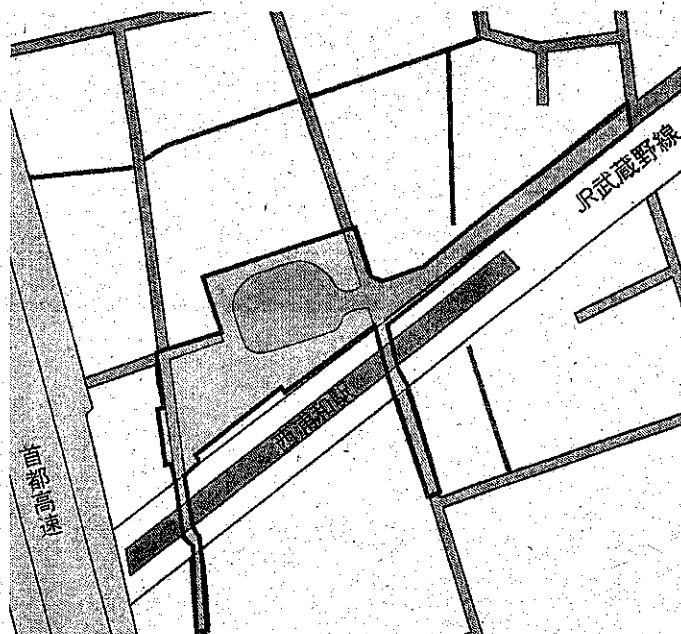


路上禁煙推進モデル地区

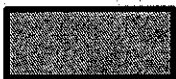
- ・ 日進駅南地区まちづくり運営協議会
との協定書の締結
(令和元年 8 月 5 日)
- ・ 活動の開始日
(令和元年 1 0 月 1 日)

モデル地区の事例（その4）

（西浦和駅周辺）



- ・ 西浦和駅東西地区まちづくり協議会
との協定書の締結
(令和4年1月31日)
- ・ 活動の開始日
(令和4年3月1日)



路上禁煙推進モデル地区

市で設置する 啓発看板・路面シート

氷川参道

路上禁煙 推進モデル地区

●市内全域の路上や公園での喫煙・ポイ捨てはやめましょう。

●この地区では、次の地域団体が路上喫煙やポイ捨てをしないよう啓発活動を行っています。

(活動団体) 氷川の杜まちづくり協議会

さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例 さいたま市

路上禁煙 推進モデル地区

●この地域では、次の地域団体が路上喫煙やポイ捨てをしないよう啓発活動を行っています。

●市内全域の路上や公園での喫煙・ポイ捨てはやめましょう。

(活動団体)
東浦和1丁目自治会

さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例 さいたま市



市広報誌への掲載

「さいちゃんの環境通信」

地域においても独自に路上喫煙防止に取り組んでいます

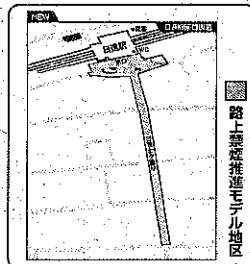
●路上禁煙推進モデル事業

市では、地域団体との協働による「路上禁煙推進モデル事業」を実施しています。この事業は、路上喫煙やポイ捨ての防止を目的として主体的な活動を実施している地域の皆様に、市が啓発物の作成等を支援することにより、地域における喫煙マナーや環境美化に対する意識を高め、安心、安全できれいなまちづくりに寄与するものです。



令和元年10月1日より、日進駅南口駅前広場及び日進七夕通りの一部は「路上禁煙推進モデル地区」となります！

活動団体 日進駅南地区まちづくり運営協議会



「路上喫煙をしないように努めなければならない」

「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」では、市内全域で路上喫煙をしないように努めなければならないと努力義務を定め、喫い殻や空き缶などの「ポイ捨て」は禁止しています。



市では、事業者、市民との協働により、快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりを推進しています。

「市報さいたま」



日進駅南口周辺は路上禁煙推進モデル地区となりました

この地区では、市と日進駅南地区まちづくり運営協議会との協働により、路上喫煙・ポイ捨ての啓発活動や清掃などを実施しています。路上禁煙・ポイ捨て禁止にご協力ください。

路上禁煙推進モデル事業への参加を希望する地域団体を募集しています。

詳しくは、資源循環政策課(048-291-1337、048-291-991)へ。

